

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	33	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大		
要望内容（概要）	・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。 ・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。 ・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難指示解除準備区域等にも適用。		
関係条文	〔福島復興再生特別措置法第十八条、第十九条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第十条の二の二、第十条の三の二、第十七条の二の二、第十七条の三の二、第二十五条の二の二、第二十五条の三の二〕		
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 現行制度では、特例措置の適用は「避難解除区域」に限定され、原則、事業活動に制限のない「避難指示解除準備区域」と、一定の条件を満たせば特例的に事業活動が認められる「居住制限区域」の両者は、課税の特例が適用されない。 一方、避難指示区域の見直しに伴い、今後、避難指示解除準備区域等に、税制の特例措置を適用し、当該区域の事業再開による地域雇用の確保等を強力に推進することが必要。特に、「避難指示解除準備区域」は、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。したがって、当該区域に税制の特例措置を適用することによって、当該区域への帰還を支援することとしたい。 (2) 施策の必要性 上記の通り、避難指示区域の見直しを踏まえ、税制の特例措置を避難指示解除準備区域等に適用し、当該区域への帰還を促進することが必要。また、現に当該区域に帰還している事業者（平成24年7月末時点で約20事業所を確認）を支援することが必要。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	政策の達成目標	「避難指示解除準備区域」等における ①震災前から当該地域で活動していた事業所の事業再開 ②震災前から当該地域で活動していた事業所の雇用者数回復
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 24 年 7 月末現在、約 20 の事業所が避難指示解除準備区域内で、7 事業所が居住制限区域内で事業を再開している。 特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	固定資産税等についての特例措置 ・避難対象区域：課税を免除（平成 25 年度以降当分の間） ・避難解除区域：税額を 1/2 減額（課税免除の対象外となってから原則 3 年度分。平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とする）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成 24 年 7 月末現在、約 20 の事業所が避難指示解除準備区域内で、7 事業所が居住制限区域内で事業を再開している。避難指示解除準備区域では、事業再開が原則自由に認められ、また、居住制限区域でも、市町村長に認められれば事業再開が可能であることから、避難解除区域と同等の税制上の取扱いをすることが妥当と考えられる。
ページ		

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設